○北海道警察災害派遣隊設置要綱の制定について

平成31年４月24日

道本備第414号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における被災地警察への派遣については、「北海道警察災害派遣隊設置要綱の制定について（通達）」（平成24年９月13日　道本備第1386号）により定めているところであるが、この度、別添のとおり「北海道警察災害派遣隊設置要綱」を一部改正することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

別添

北海道警察災害派遣隊設置要綱

1　概要

⑴　国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、北海道警察災害派遣隊を設置する。

⑵　北海道警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

2　任務

北海道警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

ア　情報の収集及び連絡

イ　避難誘導

ウ　救出救助

エ　検視、死体見分及び身元確認の支援

オ　緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導

カ　行方不明者の捜索

キ　治安の維持

ク　被災者等への情報伝達

ケ　警察災害派遣隊のための宿泊所の手配及び物資の調達、管理及び搬送

コ　上記に掲げるもののほか、派遣先の都府県警察の長が特に指示する活動

3　編成

⑴　即応部隊

部隊の編成及び活動内容は、次のとおりとする。

㈠　広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

㈡　広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

㈢　広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体調査

㈣　広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

㈤　緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都府県警察の長が特に指示する活動

⑵　一般部隊

部隊の編成及び活動内容は、次のとおりとする。

㈠　特別警備部隊

行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び派遣先の都府県警察の長が特に指示する活動

㈡　特別生活安全部隊

避難所等の訪問を通じた相談活動及び防犯指導活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

㈢　特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等

㈣　特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

㈤　身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

㈥　特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

4　運用

⑴　指揮

派遣先である都府県警察の長の指揮を受け活動する。

⑵　即応部隊の自活

即応部隊は、原則として、派遣先警察等から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動する。

5　その他

本通達に定めるもののほか、北海道警察災害派遣隊の編成、運用等に関して必要な事項は別に定める。